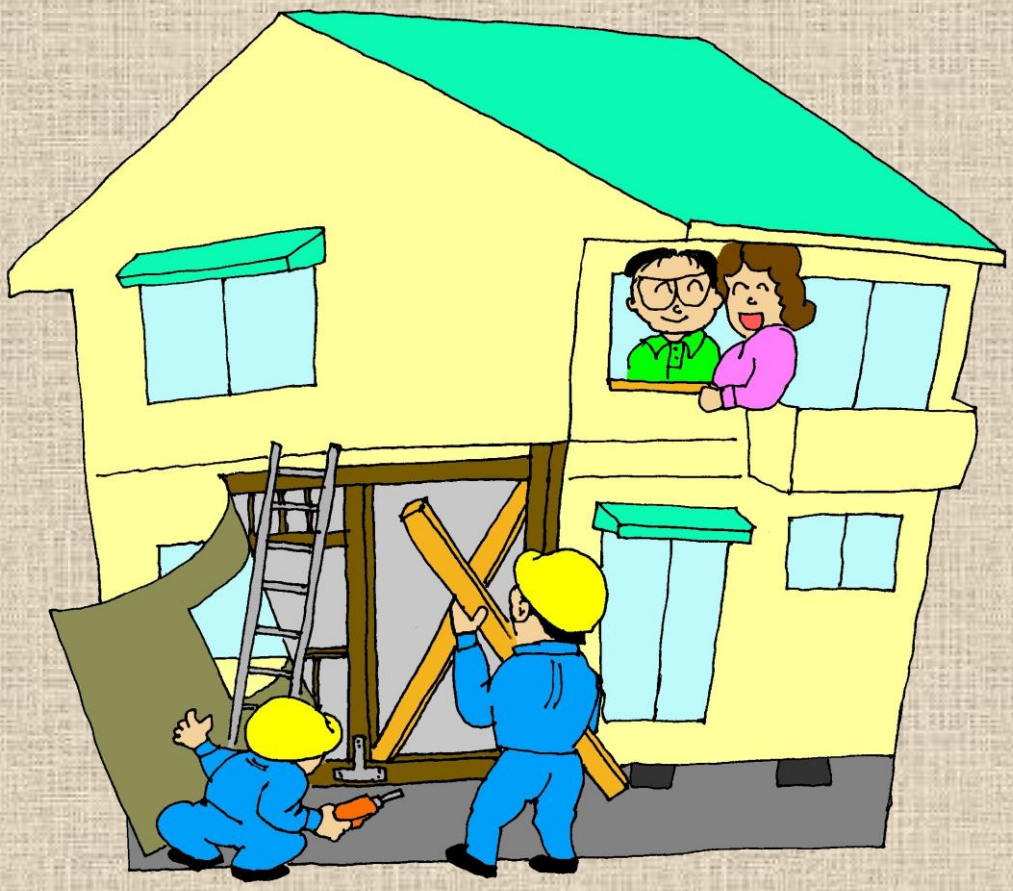
令和８年４月改訂版

【新温泉町住宅耐震改修促進事業】のご案内

地震から
家族の生命を守るために！



新温泉町

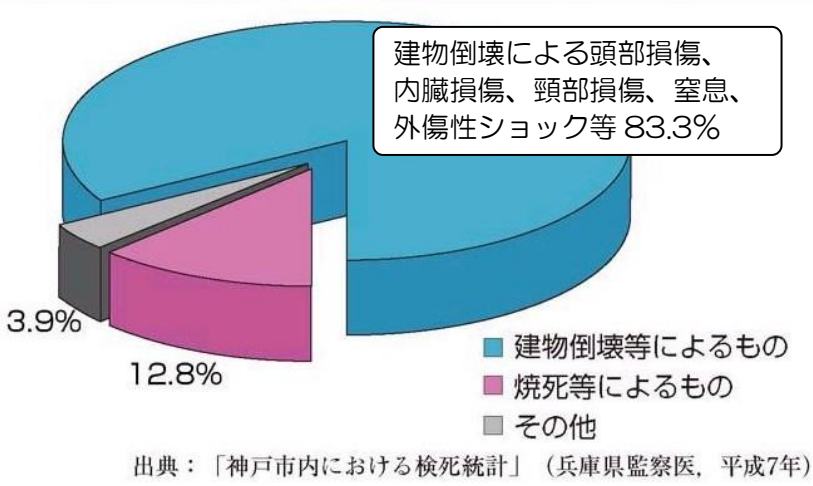
なぜ「住まいの耐震化」が必要なの？

〇平成７年に発生した阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊、家具の転倒などにより多くの尊い命が犠牲となりました。

〇平成２３年３月に発生した東日本大震災など近年大規模な地震が頻発しており、さらに南海トラフ地震や山崎断層地震の発生の切迫性が指摘されるなど大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

〇いつ大きな地震がきても大丈夫なように、耐震改修や建替え等により住まいを耐震化することが大切です。

阪神・淡路大震災の教訓



出典：「神戸市内における検死統計」（兵庫県監察医，平成7年）

〇阪神・淡路大震災では、多くの建物が被害を受け、6,434人もの尊い命が奪われました。

〇特に、家屋の倒壊、家具の転倒等による人的被害が大きく、地震直後の犠牲者(約 5,500 人)のうち８割強を占めました。

〇大きな被害を受けた建物のほとんどは昭和 56 年５月以前に建築された旧耐震基準による木造住宅であったと指摘されています。



振動実験結果　出典：国立研究開発法人防災科学技術研究所

〇三木市にある、国立研究開発法人防災科学技術研究所の実物大振動破壊実験施設で実施された比較実験では、耐震補強した住宅は、補強していない住宅と比べて、確実に地震に対する安全性が増していることが確認されています。

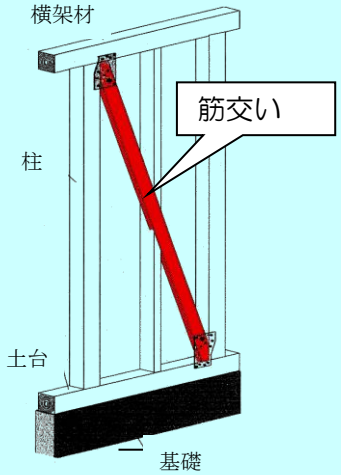
「耐震化」ってどんなことをするの？

1　家全体にしっかり耐震改修工事を行い十分な安全性を確保する

耐力壁の増設や、金物補強などにより耐震改修を進め、地震に対する十分な安全性を確保します。

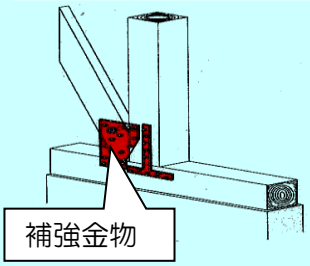
耐力壁を増設・強化する。

・耐力壁が地震力に抵抗します。必要な壁を適正に配置して、耐震性を向上し、かつ、ねじれ防止を図りましょう。



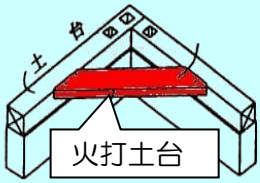
はり等の接合部を金物等で固定する。

・柱が浮いたり、外れたりしないよう、適切な金物等で補強しましょう。



床、基礎を補強する。

・耐力壁が十分でも、床が強固でないと、建物全体で地震に耐えられません。
・基礎に鉄筋が入っていなかったり、ひび割れが多いと大地震時に基礎が崩壊する場合があります。



柱や土台など木材の劣化や腐朽・シロアリ対策を実施する。

・部材が劣化していると建物本来の耐震性能が発揮できません。新しい部材に交換しましょう。

2　部分的な耐震改修工事を行う

①簡易な耐震改修工事

耐震診断評点 1.0（安全）ではなく、評点 0.7（やや危険）を目標とした上記工事にとどめることにより、工事費用を抑えます。（評点 0.7 の確保により、大地震に対し瞬時には倒壊しない程度の耐震性が得られます。）

②耐震シェルターの設置

建物が倒壊しても、安全な空間を確保する堅牢なシェルターを設置します。

③屋根の改修

非常に重い屋根を重い屋根又は軽い屋根に軽量化することで耐震性を向上させます。（土葺き瓦屋根をから葺き瓦屋根、又はスレート屋根などに軽量化）





耐震シェルター



土葺き瓦屋根



又は



から葺き瓦屋根など　　スレート屋根など

屋根軽量化

3　安全な住宅に建て替える

住宅を建て替えることで、現行の耐震基準を満たす安全な住宅にすることができます。

その他　防災ベッドを設置する

住宅の耐震化ではありませんが、地震時に命を守る防災ベッドなどを設置することも対策の一つです。

リフォームといっしょに安心工事

耐震改修工事とリフォーム工事を同時にすれば、安心で効率的です。

＜安心感＞普段工事できない壁や床の内部などを全体的に検査、補修、補強すれば安心です。

＜効率的＞それぞれの工事を個別に実施するより、一度にした方が、共通する工事を省けたり、補助対象となる工事範囲が広がるなど、トータルで費用が節約できます。

平成 27 年度から、耐震改修に伴い実施する附帯工事のうち、補助対象となる範囲を拡大しています。

＜補助対象となる附帯工事＞
（旧）補強を行う部分の復旧費のみ
（新）補強を行う室の内装工事費全額（設備、家具等は除く）

※これにより、これまで必要であった工事箇所ごとの補助対象工事費の切り分けを簡素化しました。

住まいを耐震化する方法

昭和５６年５月以前に着工した住宅が対象です

〇昭和 56 年６月に建築基準法が改正され、耐震に関する基準が強化されました。

〇「簡易耐震診断推進事業」、「新温泉町住宅耐震改修促進事業」は、法改正前の基準で建てられた耐震性の低い住宅を、地震に強い住宅に改修することを支援する制度です。

簡易耐震診断推進事業

「簡易耐震診断」を申し込んでください

町が診断員を派遣します

〇無料で診断できます。

〇共同住宅（長屋を含む）も対象となります。

※お問い合わせは 建設課（0796-82-3115）まで

耐震診断の結果

評点 0.7 未満	評点 0.7 以上 1.0 未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

（木造戸建住宅の場合）

新温泉町住宅耐震改修促進事業

耐震診断の結果**「危険」「やや危険」**の場合は・・・

「住まいの耐震化」を検討してください

「次に何を検討したら良いのか」簡易耐震診断を実施した診断員がお答えします。

「新温泉町住宅耐震改修促進事業」では、耐震化に取り組んでいただく方の後押しをするための補助メニューを用意しています。

- **住まいを建替えたい方**
 - 建替工事費補助（上限 115 万円）
- **住まいに住み続けたい方**
 - 耐震改修工事をしたい
 - 家全体をしっかり改修したい
 - 耐震改修計画策定費補助（上限 20 万円）
 - 耐震改修工事費補助（上限 160 万円）

 ※パッケージ型（計画策定と工事を一括申請）
 - 部分的な改修をしたい
 - 簡易耐震改修工事費補助（上限 60 万円）
 - 屋根軽量化工事費補助（定額 60 万円）
 - シェルター型工事費補助（一般世帯：上限 60 万円 高齢者世帯：上限 115 万円）
 - 高額な耐震改修工事は困難
 - 命だけは守りたい
 - 防災ベッド等設置費補助（上限 10 万円）

※契約後の補助金申請は出来ませんので、ご注意ください。

新温泉町住宅耐震改修促進事業

１．住宅耐震化補助

住宅耐震改修計画策定費補助

（１）対象となる方

新温泉町内に対象となる住宅を所有し、耐震改修工事を意図される方（個人、法人でも可）
または対象者が高齢者の場合はその方の二親等以内の親族

（２）対象となる住宅

以下の条件をすべて満たす住宅で、共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含まれます。

ア　昭和 56 年５月 31 日以前に着工されたもの
イ　違反建築物でないもの
ウ　耐震診断の結果、「評点 1.0 未満」と診断されたもの

（３）対象となる費用

安全性を確保するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積書の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用

（４）補助額

戸建住宅　対象となる費用の２／３以内（限度額２０万円）
共同住宅　対象となる費用の２／３以内（限度額１２万円／戸）

住宅耐震改修工事費補助

業者登録必要

（１）対象となる方

新温泉町内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の兵庫県民の方（個人）
または対象者が高齢者の場合はその方の二親等以内の親族

（２）対象となる住宅

住宅耐震改修計画策定費補助と同じ

（３）対象となる費用

① 地震に対する安全性を確保するための、次の一般型工事（附帯工事を含む）に要する費用

ア　柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強
イ　屋根の軽量化
ウ　火打ち梁や構造用合板による床面の補強

② ①に併せて実施する内装工事費

ただし、次に掲げるものは対象外

ア　家具工事（作り付け家具も含む）
イ　照明器具、キッチン、ユニットバスの設置工事（ただし、撤去費は対象）
ウ　建具工事（ただし、耐久壁の設置に伴い必要となる工事は対象）

（４）補助額

戸建住宅　対象となる費用の４／５以内（限度額１６０万円）
共同住宅　対象となる費用の４／５以内（限度額４５万円／戸）

耐震改修計画・工事費パッケージ型補助

業者登録必要

（１）**対象となる方** 住宅耐震改修工事費補助と同じ

（２）**対象となる住宅**　住宅耐震改修計画策定費補助と同じ

（３）**対象となる費用**

補助対象となる住宅の耐震診断、耐震改修計画策定とそれに伴う耐震改修工事（総額が５０万円以上のものに限る）に要する費用

（４）**補助額**

住宅耐震改修計画策定費　対象となる費用の２／３以内（限度額２０万円）

住宅耐震改修工事費　対象となる費用の４／５以内（限度額１６０万円）

建替工事費補助

（１）**対象となる方** 住宅耐震改修工事費補助と同じ

（２）**対象となる住宅**　住宅耐震改修計画策定費補助と同じ

（３）**対象となる費用**

補助対象となる住宅の除却と建て替えに伴う工事（総額が１００万円以上のものに限る）に要する費用

（４）**補助額**

対象となる費用の４／５以内（限度額１１５万円）

２．部分型耐震化補助

簡易耐震改修工事費補助

業者登録必要

（１）**対象となる方** 住宅耐震改修工事費補助と同じ

（２）**対象となる住宅**

以下の条件をすべて満たす戸建住宅で、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含まれます。

ア　昭和 56 年５月 31 日以前に着工されたもの

イ　違反建築物でないもの

ウ　耐震診断の結果、「評点 0.7 未満」と診断されたもの

（３）**対象となる費用**

耐震性能を改善するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積書の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事に要する費用（50 万円以上のものに限る）

※耐震性能の改善とは、改修後の耐震診断の結果が「評点 0.7 以上」となるもの

（４）**補助額**

戸建住宅　対象となる費用の４／５以内（限度額６０万円）

共同住宅　対象となる費用の４／５以内（限度額２５万円/戸）

屋根軽量化工事費補助

業者登録必要

（1）**対象となる方**　住宅耐震改修工事費補助と同じ

（2）**対象となる住宅**

住宅耐震改修計画策定費補助と同じ

（3）**対象となる費用**

屋根軽量化工事及びそれに併せて実施する耐震改修工事に要する費用（50 万円以上のものに限る）

「非常に重い屋根」→「重い屋根」or「重い屋根」→「軽い屋根」の工事は「評点 0.6 以上」必要

「非常に重い屋根」→「軽い屋根」の工事は「評点 0.5 以上」必要

（4）**補助額**

定額　６０万円

シェルター型工事費補助

（1）**対象となる方**　住宅耐震改修工事費補助と同じ

（2）**対象となる住宅**

住宅耐震改修計画策定費補助と同じ

（3）**対象となる費用**

シェルターの設置工事に要する費用（５０万円以上のものに限る）

（4）**補助額**

一般世帯　対象となる費用または６０万円のいずれか低い額

高齢者世帯　対象となる費用または１１５万円のいずれか低い額

防災ベッド等設置費補助

（1）**対象となる方**　住宅耐震改修工事費補助と同じ

（2）**対象となる住宅**

住宅耐震改修計画策定費補助と同じ

（3）**対象となる費用**

防災ベッド等の設置に要する費用（１０万円以上のものに限る）

（4）**補助額**

定額　１０万円

※業者登録：「兵庫県住宅改修業者登録制度」による登録を受け、補助の実績を県ＨＰで公表できる事業者との契約が必要となります。
【登録制度の問い合わせ先】兵庫県住宅政策課（TEL:078-362-9295）

※ 令和８年度の申込受付期限は１０月３０日（金）です。

（耐震改修工事は年度内に完了させる必要があります）

問い合わせ先

新温泉町　建設課　まち整備係　TEL ０７９６－８２－３１１５